

## 石岡市消防団長交際費の支出に関する要綱

(平成25年4月1日消防本部訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、石岡市消防団長が消防団を代表して行う交際に必要な経費（以下「団長交際費」という。）の適正な支出に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(支出)

第2条 団長交際費は、消防団の円滑な運営及び発展を図る上で、消防団長が特に必要と認める場合に支出するものとし、当該支出に当たっては公益性及び政治的中立性を失してはならない。

(支出区分等)

第3条 団長交際費の支出区分、支出範囲及び金額は、別表に定めるところによる。

(公表)

第4条 団長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、毎年度四半期ごとに石岡市消防本部ホームページへ掲載することにより行うものとする。

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 支出区分 | 支出範囲  | 金額                                 |
|------|---|------------------------------------|
| 弔慰   | 消防団員  | 10,000円                            |
|      | 消防団員親族  | 5,000円                             |
|      | 元消防団長   | 10,000円以内で消防団長が必要と認める額             |
|      | 県内消防団長及び消防長   | 5,000円                             |
|      | 消防協力団体等の長   | 5,000円                             |
| 見舞   | 消防団関係者本人が、職務上における事故等による入院加療（10日以上の間ものに限る。）の見舞で、消防団長が特に必要と認めるものに係る支出 | 10,000円                            |
| 会費   | 研修会、会議、懇談会、祝賀会等の招待を受け、出席したものに係る支出                                   | 会費相当額又は10,000円を限度として社会通念上妥当と認められる額 |
| 慶祝   | 記念式典、操法大会等の招待を受け、出席したものに係る支出  | 会費相当額又は10,000円を限度として社会通念上妥当と認められる額 |
| その他  | 上記のいずれにも属さない場合で消防団の運営上、消防団長が特に必要と認めるものに係る支出                         | その案件に応じ必要と見込まれる額の相当額               |

## 備考

- 1 消防団員親族とは、配偶者及び実父母（同居に限る。）をいう。
- 2 消防協力団体等の長とは、財団法人日本消防協会、財団法人全国危険物安全協会その他の消防行政について協力を得ている団体等の長をいう。